

# 見える化通信

## 構造的な賃上げの実現

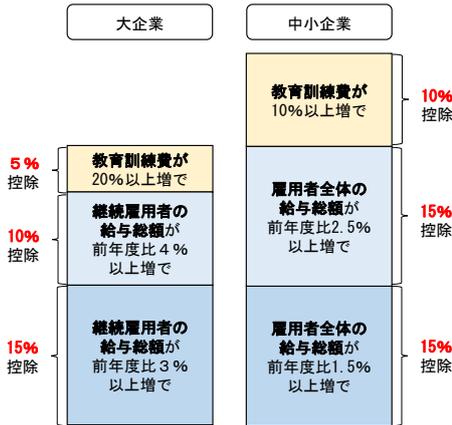
### 賃上げ優遇策と付加価値の適正循環の両輪で

今年の賃上げは例年以上に注目されていますが、政府も昨年秋の経済対策で、賃上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を掲げ、企業による賃上げの実現に向けた対応を強化しています。

電機連合 総合産業・社会政策部門



■図表1 賃上げ促進税制のイメージ



出所：電機連合作成

すでに、昨年度の税制改正では賃上げ促進税制が拡充され、法人税の控除率が最大20%→30%、中小企業向けは最大25%→40%に引き上げられています(図表1)。ただ、これでは法人税を納めていない赤字企業には減税効果が及びません。そこで、今年度の税制改正では、赤字黒字を問わずに、生産性向上や

税制面等で賃上げ後押し

2023年2月の内閣委員会で、浅野さとし議員が、「構造的な賃上げ」が実現しなかった理由とその解消策を問いかけてました。経済再生担当大臣からは、長引くデフレの中で企業行動が慎重化し収益増加や生産性向上に見合う分配がされなかったためとの認識が示され、中小企業等の生産性向上支援や価格転嫁対策、補助金制度などの支援を厚くしていくとの答弁がありました。

浅野議員が構造的な賃上げを問う

さらに、中小企業向けには、既存の補助金制度の枠組み内で、賃上げすれば補助率を引き上げる仕組みを入れることで、

中小企業への後押し

賃上げに資する設備投資を行った中小企業の負担軽減を目的に、固定資産税の特例措置が設けられました(図表2)。他にも、昨年4月からは、政府の物品調達や公共工事の入札で賃上げを表明した企業を優遇する仕組みがスタートしています(※1)。価格以外の要素も加味して評価する「総合評価落札方式」で、価格以外の「技術点」が5〜10%程度加点されます。

※1 大企業は全従業員の平均給与を3%以上、中小企業は給与総額の1.5%以上、前年度か前年に比べて増やすことが条件。

■図表2 中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置

特例措置の対象企業	市町村から先端設備等導入計画の認定を受け、かつ、資本金1億円以下等の税制上の要件を満たす中小企業		
計画認定要件	3〜5年の計画期間における労働生産性が年平均3%以上向上する等、基本方針や市町村の導入促進基本計画に沿ったものであること		
対象設備等	設備の種類	最低価額要件	投資利益率要件
	①機械及び装置	160万円以上	投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された設備(認定経営革新等支援機関が確認)
	②測定工具及び検査工具	30万円以上	
	③器具備品	30万円以上	
	④建物附属設備	60万円以上	
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%) ・計画中に賃上げ表明に関する記載なし：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・計画中に賃上げ表明に関する記載あり：以下の期間、課税標準を1/3に軽減 ①令和6年3月未までに設備取得：5年間 ②令和7年3月未までに設備取得：4年間		
適用期限	2年間(令和7年3月31日までに取得したもの)		

出所：政府資料より

■図表3 賃上げを後押しする中小企業向けの主な補助金

名称	目的・概要	賃上げ施策
①ものづくり補助金	・中小企業等による生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資を支援 ・従業員数の規模により、設備投資の完了後に100万円〜4,000万円を補助	・補助事業終了3〜5年で大幅賃上げに取組む事業者に対し、補助上限を100万円〜1,000万円を更に上乗せ。要件は、 ①給与支給総額年平均6%増加、かつ ②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ、を満たし、賃上げに係る計画書を提出すること ・2023/1公募から実施
②事業再構築補助金	・中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援 ・最低賃金枠/物価高騰対策/回復再生応援枠/産業構造転換枠/成長枠/サプライチェーン強化枠、等の類型	【成長枠・グリーン成長枠の補助率引上げ】 ・大規模賃上げ達成で、1/2〜2/3へ引上げ。要件は、 事業終了時点で ①給与支給総額+6%以上 ②事業場内最低賃金+45円 ・2023/3公募から実施
③事業承継・引継ぎ補助金	・事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等を支援 ・①経営革新事業/②専門家活用事業/③廃業・再チャレンジ事業の3つがある	【経営革新事業の補助上限引上げ】 ・600万円のところ、一定の賃上げを実施する場合には、800万円に引き上げ ・2022年度第2次補正予算で追加

参考URL：①<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>、②<https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/>、③<https://jsh.go.jp/r3h/>

出所：電機連合作成

賃上げを可能にする「付加価値の適正循環」を講じられています(図表3)。

加盟組織においては、ここで紹介した政府施策を会社が知っているか、活用しているかなど、闘争で確認してください。また、これに加えて賃上げを進めるには、サプライチェーンを担うそれぞれの企業が適切に付加価値を確保し、それを人への投資等に用いる「付加価値の適正循環」のサイクルを促す取り組みとを、両輪で進めていく必要があります。電機連合では、引き続き加盟組織と連携し取り組みを進めていきます。